

## 青森県私立高等学校等専攻科生徒奨学のための給付金取扱要領

### (趣旨)

第1 この要領は、青森県私立高等学校等専攻科生徒奨学のための給付金給付要綱（令和2年6月5日青森県総務部長決定。以下「給付要綱」という。）第14の規定により、青森県私立高等学校等専攻科生徒奨学のための給付金（以下「給付金」という。）に関する事務の取扱いその他給付要綱の施行について必要な事項を定めるものとする。

### (生計維持者の住所が2以上ある場合の給付金の給付の取扱い)

第2 給付金は、生徒の生計維持者の住所が2以上ある場合であって、その住所のいずれかが他の都道府県の区域にあるときは、給付要綱に規定するもののほか、次に掲げる要件の全てに該当する生計維持者に対して給付するものとする。

- (1) 県内の区域にある生計維持者の住所の世帯に属する者の数が、他の都道府県の区域にある生計維持者の住所の世帯に属する者の数以上であること。
- (2) 他の都道府県の区域にある住所の世帯に属する生計維持者が当該都道府県の知事に対し、この給付金に類する金銭の給付に関する申請をしないこと。

### (給付の申請の期限)

第3 給付要綱第6第1項に規定する別に定める日は、基準日の属する年度の11月30日とする。ただし、家計急変世帯においては、基準日の属する年度の2月28日とする。

### (給付の申請に関する取扱い)

第4 給付要綱第6の規定にかかわらず、生計維持者は、生徒が他の都道府県の区域に設置されている高等学校等に在学している場合にあつては、知事に対し、給付金の給付の申請を直接行うことができるものとする。

### (授業料以外の教育費との相殺に関する取扱い)

第5 生計維持者が給付要綱第8に規定する給付金受給の委任を希望する場合は、当該生計維持者は、学校設置者又は学校長に対し、様式第1による委任状の提出を要する。委任状の提出を受けた学校設置者又は学校長が、知事に対し、様式第2により申出書を提出したときは、学校設置者又は学校長が給付金を代理受給することができる。

### (新生入生に対する一部給付の早期化に関する取扱い)

第6 別紙1に定めるところによるものとする。

### (家計急変世帯への支援に関する取扱い)

第7 別紙2に定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、令和2年6月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月14日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月12日から施行し、令和4年度分給付金の給付から適用する。
- 2 令和3年度以前に高等学校等専攻科に入学した生徒に係るこの要領の適用については、「生計維持者」とあるのは、「令和4年4月改正前の規定による保護者等」と読み替えるものとする。